

利 用 者 の た め に

利 用 者 の た め に

1 全国推計の取りまとめ

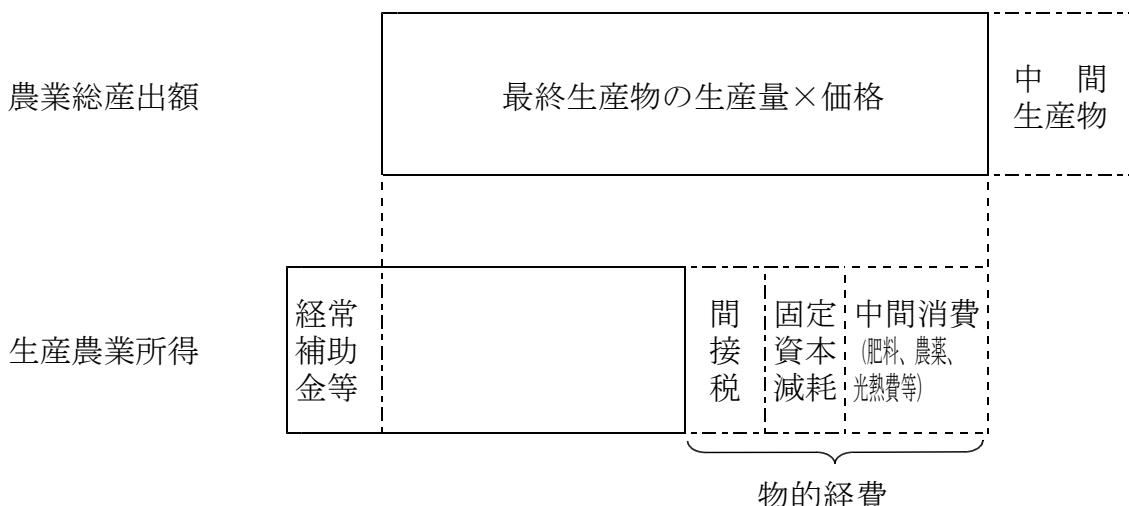
(1) 農業総産出額及び生産農業所得統計作成の概要

農政の企画・推進のための資料を提供することを目的として、全国を一つの推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて、農業総産出額及び生産農業所得を推計したものである。

ア 農業総産出額は、推計期間（平成26年1月1日～12月31日）における農業生産活動による最終生産物の品目ごとの生産量（全国計）に、品目ごとの農家庭先販売価格（全国平均）（消費税を含む。）を乗じた額を合計して求めたものである。

ただし、生産が年をまたいで行われる野菜、果実の生産量は「作物統計調査」で定めている年産区分による数量を用いている。

イ 生産農業所得は、この農業総産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除し、経常補助金等を加算して求めたものである。これは、最終的に農業生産に係る各生産要素（土地、労働、資本）に帰属すべき所得である（下図参照）。



(2) 全国推計における具体的な推計方法

ア 農業総産出額の推計方法

農業総産出額は、次の基本算式により推計した。

$$\text{農業総産出額} = \Sigma (\text{品目別生産量} \times \text{品目別農家庭先販売価格})$$

ただし、品目別生産量は、作物統計等による収穫量から再び農業へ投入される種子、飼料などの中間生産物（加工農産物の原材料を除く。）の数量を控除した数量、品目別農家庭先販売価格（消費税を含む。）は、農業物価統計、卸売市場統計等を用いて算出した価格に、農産物の販売に伴って交付される各種奨励補助金等を加算した価格とした。

次に示す品目の產出額は上式の基本算式によらず、それぞれの項に掲げる方法により推計した。

(ア) くず米の産出額

粗玄米重×くず米比率×価格

(イ) 植物生長額

植物生長額は樹種別の生長額を次式により推計し、それらを合計したものである。

樹種別生長額＝

$$\frac{\text{当該樹種の未成園面積} \times \text{植物資産評価標準による当該樹種の成園10a当たり育成価}}{\text{育成年数}}$$

(ウ) 肉用牛（役用牛を含む。）の産出額

肉用牛の産出額は、と畜頭数と子牛の生産及び成長による増加分を次式により成畜頭数に換算し、これに価格を乗じて求めた。

$$\{(成牛と畜頭数 + 子牛と畜頭数 \times \frac{1}{2}) + (12か月未満の期末頭数 - 12か月$$

$$\text{未満の期首頭数}) \times \frac{4}{10} + (12か月～24か月未満の期末頭数 - 12か月～24か月$$

$$\text{未満の期首頭数}) \times \frac{8}{10} + (24か月以上の期末頭数 - 24か月以上の期首頭数)\}$$

×成牛と畜価格

(エ) 乳用牛の産出額

乳用牛の産出額は、乳牛の産出額、乳用子牛の産出額、生乳の産出額を合計したものである。

a 乳牛の産出額

乳牛の産出額は、子牛の生産及び成長による増加分を次式により成畜頭数に換算し、これに価格を乗じて求めた。

$$\{(12か月未満の期末頭数 \times \frac{4}{10}) + (12か月～24か月未満の期末頭数 \times$$

$$\frac{3}{10}) + (12か月～24か月未満の期首頭数 \times \frac{3}{10})\} \times \text{成畜価格}$$

b 乳用子牛の産出額

乳用子牛（めす及びおす）と畜頭数×乳用子牛価格

(オ) 豚の産出額

$$\{と畜頭数 + (\text{期末頭数} - \text{期首頭数}) \times \frac{2}{3}\} \times \text{肉豚価格}$$

(カ) 採卵鶏の産出額

$$\{廃鶏羽数 + (6か月未満期末羽数 - 6か月未満期首羽数) \times \frac{1}{2} +$$

$$(6か月以上期末羽数 - 6か月以上期首羽数)\} \times \text{成廃鶏価格}$$

(キ) その他畜産物の産出額

平成26年の都道府県別推計の数値を用いた。

(ク) 加工農産物の産出額

平成26年の都道府県別推計の数値を用いた。

注： 「い」、「茶（生葉）」等を原料として産出された加工農産物の産出額は、
加工に投入した原料分の産出額を控除して計上した。

イ 生産農業所得の推計方法

生産農業所得とは、農業総産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）
を控除し、経常補助金等を加算した額である。

なお、物的経費は、農業経営費から雇用労賃等を控除したものである。

具体的には、次式により算出した。

生産農業所得 = 農業総産出額 × 所得率 + 経常補助金等

ただし、所得率は農業経営統計調査経営形態別経営統計結果から次式により算出
した。

$$\text{所得率} = \frac{\text{農業粗収益} - \text{経常補助金等} - \text{物的経費} \text{（減価償却費及び間接税を含む。）}}{\text{農業粗収益} - \text{経常補助金等}}$$

(3) 全国推計における推計の範囲

本推計の範囲は、原則として、日本標準産業分類に掲げる「中分類01－農業」うち
「小分類013－農業サービス業（園芸サービス業を除く。）」及び「小分類014－園芸
サービス業」を除く事業所から生産された農産物（山林用苗木を含む。きのこ類の栽培
及び蚕種を除く。）及び加工農産物である。

本推計で対象とする農産物の主な品目は次の表のとおりである。

農産物の範囲

部 門		品 目 名
耕	米	玄米、くず米等
	麦類	小麦、六条大麦、二条大麦、はだか麦等
	雑穀	そば等
	豆類	大豆、いんげんまめ、小豆、らっかせい(からつき)等
	いも類	かんしょ、ばれいしょ
	野菜	スイートコーン、えだまめ(未成熟)、さやえんどう(未成熟)、そらまめ(未成熟)、さやいんげん(未成熟)、きゅうり、かぼちゃ、すいか、メロン、なす、トマト、いちご、ピーマン、にがうり、オクラ、しおとう等
	葉茎菜類	キャベツ、はくさい、非結球つけな、ほうれんそう、ねぎ、たまねぎ、にら、みつば、しゅんぎく、にんにく、らっきょう、レタス、セルリー、カリフラワー、ブロッコリー、こまつな、パセリ、アスパラガス、ふき、みょうが、わさび、しそ、たけのこ、チンゲンサイ、もやし等
	根菜類	だいこん、かぶ、にんじん、ごぼう、さといも、やまのいも、れんこん、しょうが、くわい等
	果実	みかん、ネーブルオレンジ、なつみかん、はっさく、いよかん、清見、ポンカン、りんご、ぶどう、なし、もも、おうとう、びわ、うめ、かき、くり、すもも、いちじく、ペインアップル、キウイフルーツ、ゆず、不知火(デコポン)等
	花	チューリップ、きく、ゆり、ばら、カーネーション、トルコギキョウ、キンセンカ、ストック、りんどう、スターチス、ガーベラ、洋ラン、カスミソウ、切り葉、切り枝、アルストロメリア等
種	切り花	チューリップ等
	球根	シクラメン、洋ラン類、観葉植物、花木類等
	鉢もの類	パンジー等
	花き苗類	芝等
	その他花き	さとうきび、てんさい、こんにゃくいも、葉たばこ、茶(生葉)、い等
その他	工芸農作物	庭園樹苗木、街路樹苗木、山林用苗木等
	その他作物	植物生長(みかん、なつみかん、はっさく、いよかん、ネーブルオレンジ、りんご、ぶどう、なし、かき、もも、おうとう、びわ、うめ、くり、茶、桑等)
畜産	肉用牛	肉用牛(子牛、育成牛、和牛、乳用おす牛等)
	乳用牛	生乳、乳用牛、乳廃牛
	豚	豚
	鶏	鶏卵、ブロイラー、廃鶏等
	その他畜産物	馬、軽種馬、はちみつ、うずら卵等
加工農産物		かんぴょう、干がき、かんしょ切干、荒茶、畳表等

2 都道府県別推計の取りまとめ

(1) 農業産出額及び生産農業所得統計作成の概要

各都道府県の農業生産の実態を価値額として把握し、農政の企画・推進、地域振興計画の策定、農業振興諸施策の実施等のための資料を提供することを目的として、都道府県を推計単位とし、農産物の生産量及び価格に関する諸統計等を用いて、農業産出額及び生産農業所得を推計したものである。

ア 農業産出額は、推計期間である当該年（暦年）における都道府県別の品目ごとの生産数量に、品目ごとの農家庭先販売価格（消費税を含む。）を乗じて求めたものであり、全国推計における産出額と概念的には同じものである。しかし、都道府県別推計においては、全国推計では中間生産物であるため推計対象としている種子、子豚等のうち、他都道府県へ販売したものについては、推計対象としているため、農業産出額を単純に合計した都道府県計及び全国農業地域の数値には、都道府県間を移動した中間生産物の産出額が重複計上されている。こうしたことなどから、都道府県別に推計した農業産出額を合計した全国値は、全国推計した農業総産出額と一致しない。

なお、中間生産物の取扱いは次のとおりである。

- (ア) 自都道府県で生産され農業へ再投入したものは産出額から控除する。
- (イ) 他都道府県へ販売したものは自都道府県の産出額に含む。
- (ウ) 他都道府県から購入したものは産出額から控除しない。

イ 生産農業所得は、この農業産出額に農業経営統計調査の経営形態別経営統計及び営農類別経営統計から算出した当該都道府県の所得率を部門別に乘じ、経常補助金等を加算して求めたものであり、全国推計における生産農業所得と概念的には同じものである。

(2) 都道府県別推計における具体的な推計方法

ア 農業産出額の推計方法

(ア) 農業産出額の推計式

農業産出額は、耕種及び畜産の農業生産によって得られた農産物と、これらを原料とする加工農産物とを区分して、次の方法により算出した。

(算式1)

個別農産物の産出額＝個別農産物生産数量×個別農産物農家庭先販売価格

注： 個別農産物生産数量＝個別農産物の収穫量－個別農産物のうち中間生産物
(他都道府県へ販売されたものを除く。) の数量

(算式2)

個別加工農産物の産出額＝

(個別加工農産物の生産数量×個別加工農産物の農家庭先販売価格) –
(個別加工農産物の原料数量×個別加工農産物の原料の農家庭先販売価格)

(イ) 生産数量

農産物及び加工農産物の生産数量は、農林水産省統計部で作成している生産量統計を基礎資料としている。生産量統計のない農産物で地域的に重要な農産物は、市町村、農業団体等から情報収集により推定した。

(ウ) 価格

a 農産物価格

- (a) 農産物価格は、農業物価統計、卸売市場統計等を用いて推定した価格を適用した。
- (b) 植物生長額は、植物資産評価標準及び樹種別未成園面積から次式により求めた。

$$\frac{\text{都道府県別樹種別未成園}}{10 \text{ a 当たり植物生長額(A)}} = \frac{\text{都道府県別樹種別成園} 10 \text{ a 当たり育成価}}{\text{育成年数}}$$

$$\text{都道府県別植物生長額} = \Sigma (A \times \text{都道府県別樹種別未成園面積})$$

b 畜産物価格

- (a) 子牛、子馬、豚、めん羊、やぎ及びその他中小動物については、その成長過程によって区分し、農産物と同様にそれぞれの農家庭先販売価格を適用した。

- (b) 育成牛馬及び廃牛馬の価格は、次式による育成差益等を適用した。

$$\begin{aligned}\text{育成牛馬の育成差益} &= \text{育成牛馬の価格} - \text{育成する当歳の子牛馬の価格} \\ \text{肉用牛の育成差益} &= \text{肉用牛価格} - \text{肥育用もと牛価格}\end{aligned}$$

$$\text{廃牛馬の処分差益} = \text{廃牛馬価格} - (\text{明け } 3 \text{ 歳の成牛馬の価格} \times \frac{1}{2})$$

注： 廃牛馬の処分差益の計算において、廃牛馬価格から成牛馬の明け3歳時点の価格の2分の1の額を差し引くことにしているのは、繁殖牛馬や役牛馬が廃用される場合の残存価格（肉部分）を成畜時価に対する割合の2分の1とみなし、明け3歳以降の肉としての成長等実際の廃牛馬価格との差を処分差益として、当期の生産に計上しているためである。

c 加工農産物価格

加工農産物の価格については、一般農産物と同様に農家庭先販売価格を推定して適用した。

(エ) 合計（全国）、全国農業地域別農業産出額の計算

a 合計（全国）

全国農業地域別数値を合計して求めた。

b 全国農業地域別

当該全国農業地域に含まれる都道府県別数値を合計して求めた。

イ 生産農業所得の推計方法

(ア) 部門別概算所得率の推計

都道府県別に農業経営統計調査営農類型別経営統計結果を用いて、部門別（稻、

麦類・豆類、いも類、野菜、果樹、工芸農作物、花き、肥育牛、酪農、豚及び鶏)に部門別概算所得率を次式により算出した。

なお、雑穀及び種苗・苗木類・その他作物の部門別概算所得率は耕種の平均所得率を、その他畜産物については、畜産の平均所得率を用いて算出した。

$$\text{部門別概算所得率} = \frac{\text{部門別農業粗収益} - \text{経常補助金等} - \text{部門別物的経費} \text{ (減価償却費及び間接税を含む。)}}{\text{経営部門別農業粗収益} - \text{経常補助金等}}$$

(イ) 部門別概算所得の推計

上記(ア)で推計した部門別概算所得率に部門別産出額を乗じて部門別概算所得を算出した。

(ウ) 部門別修正所得の推計

農業経営統計調査経営形態別経営統計結果を用いて都道府県別に計算した生産農業所得を基に、次式により修正し、部門別所得を算出した。

$$\text{部門別修正所得} = \frac{\text{部門別概算所得} \div \text{概算所得}}{\text{経営形態別経営統計結果から計算した生産農業所得} \text{ (注3)}}$$

注：1 部門別概算所得は、部門別産出額に部門別概算所得率を乗じた。

2 概算所得は、部門別概算所得を合計したものである。

3 経営形態別経営統計結果から計算した生産農業所得の算出方法

生産農業所得=農業産出額×所得率

所得率は、次式により算出した。

$$\text{所得率} = \frac{\text{農業粗収益} - \text{経常補助金等} - \text{物的経費} \text{ (減価償却費及び間接税を含む。)}}{\text{農業粗収益} - \text{経常補助金等}}$$

(エ) 部門別所得率の推計

次式により部門別所得率を算出した。

$$\text{部門別所得率} = \frac{\text{部門別修正所得}}{\text{部門別産出額}}$$

(オ) 都道府県別生産農業所得の推計

当該都道府県の部門別産出額に部門別所得率を乗じて都道府県別部門別所得を計算して、その部門別所得を合計し、それに経常補助金等を加算して、都道府県別生産農業所得とした。

(カ) 全国農業地域別生産農業所得

全国農業地域別生産農業所得は、全国農業地域に含まれる都道府県別数値を合計して求めた。

(キ) 合計(全国)生産農業所得

合計(全国)生産農業所得は、全国農業地域別数値を合計して求めた。

ウ 農業産出額特化係数の算出方法

農業産出額特化係数は、ある経済活動について、全地域の分布に対し対象地域でどのような部門に偏っているかを示す指標であり、次式により算出した。

$$\text{農業産出額特化係数} = \frac{\text{都道府県別の部門別産出額}}{\text{都道府県別の農業産出額計}} \div \frac{\text{合計（全国）の部門別産出額}}{\text{合計（全国）の農業産出額計}}$$

エ 分析指標の算出

参考として、農業産出額に占める生産農業所得の割合及びしいたけ、えのきだけ等栽培きのこ類生産の産出額を含めた農業産出額を掲載した。

(3) 都道府県別推計における推計の範囲

推計の対象とした品目の範囲は、1の(3)の全国推計における推計の範囲のうち、原則として平成25年の当該都道府県の産出額がおおむね1億円以上のものとした。

また、種子、飼料、子豚、ひな等の中間生産物のうち、他都道府県へ販売されたものも推計の範囲に含めた。これは、当該都道府県における生産の価値を当該都道府県に帰属させるため、(1)のアの(イ)で中間生産物であっても他都道府県へ販売されたものは当該都道府県における農業生産に含めて把握することとしているためである。

3 統計の表示方法

(1) 統計表の内容

農業生産の地域指標として利用するため、農業産出額の算定に採用した個別農産物について、合計（全国）の個別農産物のうち産出額が上位50位までの品目について、全国農業地域別都道府県別の産出額と構成比を表示した。

また、各品目の順位については、推計を行った都道府県を対象として順位付けを行っている。

なお、表示していない品目については、10ページの問合せ先に照会されたい。

注：1 農産物名

個別農産物のうちで、利用目的の異なる子実と未成熟は、それぞれ別品目とした。

なお、畜産物のうち、肉用牛、乳牛、豚等は、当年の子畜、肥育、育成、廃畜を合計して1品目とした。

2 構成比

合計（全国）、全国農業地域別、都道府県別の個別農産物産出額を農業産出額計で除して、百分率で表示した。

主要農産物の全国農業地域別都道府県別構成比については、全国農業地域別都道府県別に、個別農産物産出額を全国の当該農産物別産出額で除して、百分率で表示した。

(2) 全国農業地域区分

ア 全国農業地域区分に含まれる都道府県は、次のとおりである。

全国農業地域名	細 分	所 属 都 道 府 県 名
北海道	一	北海道
東北	一	青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島
北陸	一	新潟・富山・石川・福井
関東・東山	北関東 南関東 東山	茨城・栃木・群馬 埼玉・千葉・東京・神奈川 山梨・長野
東海	一	岐阜・静岡・愛知・三重
近畿	一	滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山
中国	山陰 山陽	鳥取・島根 岡山・広島・山口
四国	一	徳島・香川・愛媛・高知
九州	北九州 南九州	福岡・佐賀・長崎・熊本・大分 宮崎・鹿児島
沖縄	一	沖縄

イ 地方農政局区分に含まれる都県は次のとおりである。

地方農政局名	所 属 都 県 名
東北農政局	アの東北の所属県と同じ。
北陸農政局	アの北陸の所属県と同じ。
関東農政局	茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨・長野・静岡
東海農政局	岐阜・愛知・三重
近畿農政局	アの近畿の所属府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知
九州農政局	アの九州の所属県と同じ。

注： 東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局については、当該農業地域の範囲と同じであることから、表章はしていない。

4 利用上の注意

(1) 主要農産物の産出額と構成比における合計（全国）値の利用について

合計（全国）の数値は都道府県間で取り引きされた種苗、子豚等の中間生産物が重複計上されている。したがって、合計（全国）値の利用は、全国における各地域のシェア、特化係数等の分析の基礎数値として利用するにとどめ、全国値そのものを必要とする場合には、全国を推計単位とした「農業総産出額」を利用されたい。

(2) 統計表で計と内訳が一致しないのは、表示単位未満を四捨五入したためである。

(3) 統計表中に用いた記号は、次のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの（例：0.4% → 0%）

「0.0」「0.00」： 単位に満たないもの（例：0.04% → 0.0%、0.004% → 0.00%）

「-」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

「nc」： 計算不能

(4) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象者が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(5) 本統計の累年データについて

農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農家の所得や生産コスト、農業産出額など」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

(6) お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 分析班

電 話：03-3502-8111 内線3635

直 通：03-6744-2042

F A X：03-5511-8772